

基本目標8 困難を抱える人々への支援

すべての人が安心して、自分らしく地域で暮らしていくことができるよう、多様性を認め合う社会に向けた啓発や、相談支援の充実等、様々な社会的環境の整備を進めます。また、性の多様性に関する周知・啓発と性的マイノリティの支援を併せた取組の推進を図ります。

施策の基本的方向・具体的施策・施策内容

16 性の多様性への理解促進と社会的環境の整備

(41)性の多様性への理解促進と性的マイノリティへの支援

- | | |
|-----|---|
| 116 | 市職員・教職員や市内事業所を対象に、性の多様性に関する研修や啓発を実施します。 |
| 117 | 学校教育や社会教育等において、性の多様性への理解が進むよう学習機会を提供するとともに、市ホームページやSNS、啓発リーフレット等を活用した啓発活動を行います。また、性的マイノリティの当事者への相談支援や各種支援に取り組みます。 |

(42)パートナーシップ宣誓制度の普及

- | | |
|-----|---|
| 118 | 茨木市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発を図り、制度を利用したいと考えている人の利用につなげます。また、対応できる事務の拡大を検討します。 |
| 119 | 大阪府内でパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間において連携を図り、制度の運用を行います。 |

17 様々な困難を抱える人々への支援

(43)困難を抱える女性への支援

- | | |
|-----|---|
| 120 | 女性が抱える様々な困難の解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。また、相談員や支援人材の育成・資質向上を図ります。 |
| 121 | 困難を抱えており、かつ孤独・孤立状況にある女性に対して、関係団体と連携して支援を行います。 |
| 122 | 関係機関と連携の下、生理の貧困等女性特有の困難に対する支援を行います。 |

(44)ひとり親家庭への支援

- | | |
|-----|---|
| 123 | ひとり親家庭やステップファミリー、同性カップル等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、交流機会や学習機会の充実を図ります。 |
| 124 | 生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や補助制度、相談窓口について、広報誌や市ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて周知を図り、就労につながるよう支援をします。 |
| 125 | ひとり親自立支援員や就職サポートセンター等の相談担当者のスキルアップを図るための研修を実施します。 |
| 126 | ひとり親家庭の当事者グループを支援します。 |

(45)子ども・若者への支援

- | | |
|-----|---|
| 127 | 子ども・若者自立支援センター「くろす」と関係機関のさらなる連携を図るため、各ケースに合わせた部会やケース会議の充実について検討します。また、「ユースプラザ」においては、関係機関等と連携して子ども・若者の生きづらさを解消し、自立に向けた支援を行います。 |
| 128 | ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた取組を検討します。 |

(46)高齢者や障害者等への支援

- | | |
|-----|---|
| 129 | 高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。 |
| 130 | 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を行います。 |

(47)在住外国人等への支援

- | | |
|-----|--|
| 131 | 在住外国人等が孤立しないよう、意思疎通のための援助をします。在住外国人等と相互理解を深められるように、市民活動団体等と協働して、交流の場の提供や学習機会の充実を図ります。また、学習ニーズを踏まえた講座内容の工夫や、技能実習生受け入れ拡大に伴う受講希望者の増加への対応についても取組を進めます。 |
| 132 | 在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。また、災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。 |
| 133 | 在住外国人等が利用しやすいように多言語に対応している相談機関との連携を図ります。 |

(具体的施策 41)性の多様性への理解促進と性的マイノリティへの支援								
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課	
116	市職員・教職員や市内事業所を対象に、性の多様性に関する研修や啓発を実施します。	(1)市職員を対象に、アライ研修を実施した。 【実施日】令和6年10月30日、11月20日 【対象者】全職員 【受講者数】72人 【講師】NPO法人QWRC 近藤 由香氏	研修の実施により、性の多様性に対する理解を促進することができた	引き続き、研修の実施により、性の多様性に対する理解促進を図る。	継続		人事課	
		(2)市職員を対象に、人権問題研修を実施した。 【実施日】令和6年12月24日～令和7年3月24日 【対象者】全職員 【受講者数】133人 【講師】宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴氏						
		職員向けには人事課の研修の1つとして、アライ研修を開催した。 【開催回数】2回 【参加人数】72人 事業所向けには、出前研修を実施した。 【実施回数】1回 【参加人数】250名	アライに関して関心がなかった人も一定数あったが、受講後には業務に活かせる内容であったとの回答が多かったことより、職員の性の多様性理解促進につなげることができた。			継続		人権・男女共生課
	人権教育研修をおこなった。 【実施日】令和7年1月21日 【対象】市内すべての教職員 【テーマ】「ジェンダー平等教育、性の多様性について」	教職員に対しての人権研修を実施することで人権意識を向上させることができた	研修を受けていない教職員に対しての啓発が不十分なところが課題である。	研修での学びや他校の取組みを自校において広げることが促す。	2		学校教育推進課	
117	学校教育や社会教育等において、性の多様性への理解が進むよう学習機会を提供するとともに、市ホームページやSNS、啓発リーフレット等を活用した啓発活動を行います。また、性的マイノリティの当事者への相談支援や各種支援に取り組みます。	(1)電話相談とコミュニティスペースを実施し、公共施設や市内高校・大学ヘテラシ・ポスターを配布した。 【開催日時】電話相談：毎月第4土曜日15時～20時、コミュニティスペース：毎月第3水曜日午後6時～8時	コミュニティスペースについては各回にテーマ設定を行い、各回のテーマごとのちらしを関係機関に送付するなど周知を図り、利用者数の倍増につなげることができた。	コミュニティスペースおよび電話相談の利用を増やすための工夫が必要である。	継続		人権・男女共生課	
		(2)市ホームページにおいて、性の多様性について啓発し、性のあり方に関するQ&Aを公開した。	「人権教育授業プラン集パートⅡ」を活用することで多様な性のあり方への理解を深めることができた。今後は「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用をすすめていく。	当事者の有無に関わらず計画的に学習に取組むことが必要である。	「人権教育授業プラン集パートⅢ」の活用を推進する。	7		学校教育推進課

(具体的施策 42)パートナーシップ宣誓制度の普及							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
118	茨木市パートナーシップ宣誓制度の普及啓発を図り、制度を利用したいと考えている人の利用につなげます。また、対応できる事務の拡大を検討します。	(1)パートナーシップ宣誓制度を実施し、公共施設等へのチラシ設置や商工会議所の会報誌等を通じて、制度の周知及び理解促進に努めた。また、宣誓書受領証の提示により婚姻関係に準じた取扱いが可能な事務をとりまとめ、ホームページで公開した。 【宣誓数】8組 (2)パートナーシップ宣誓された方を対象に、公正証書の作成費用を助成する「パートナーシップ宣誓制度活用補助制度」を行った。 【申請数】0件	パートナーシップ宣誓制度活用補助制度の利用者はいなかったが、パートナーシップ宣誓制度については、昨年度より宣誓数が増加していることより、宣誓制度の普及が一定図られたと考えられる。		継続		人権・男女共生課
119	大阪府内でパートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間において連携を図り、制度の運用を行います。	パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定に加盟し、加盟自治体間で転居するパートナーシップ宣誓者の手続きを簡素化した。 【申請組数】0件	令和6年度には本市からの転出・転入を行うパートナーシップ宣誓者がいなかったが、連携自治体の範囲を大阪府内だけではなく、府外へも拡大したことにより、制度の充実を図った。	令和6年10月よりパートナーシップ宣誓制度自治体間連携ネットワークに加盟する自治体が全国に拡大したことから、連携するケースは増えるものが見込まれるため、引き続きパートナーシップ宣誓者の利便性向上を図る必要がある。	継続		人権・男女共生課

(具体的施策 43)困難を抱える女性への支援								
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課	
120	女性が抱える様々な困難の解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。また、相談員や支援人材の育成・資質向上を図ります。	相談員を対象としたスーパービジョン研修を実施した。【再掲施策番号102】	相談員のスキルアップを図り、適切な相談が行える環境整備を図った。	多様化するケースに対応するため、引き続きSV研修を行い、相談員の更なるスキルアップを図る必要がある。	今後も継続して実施する。	102	人権・男女共生課	
		くらしサポートセンターあすてつが茨木として、生活困窮を中心に様々な相談を受け付け、支援を行った。 (新規相談件数762件) また、困難な問題を抱える女性への相談に配慮した対応ができるよう研修に参加する等、相談対応力の向上に努めた。	研修等に積極的に参加し、女性の抱える様々な個別の問題への相談対応に備えることができた。	相談員の知識や経験に差があり、相談対応においても差がある。	適切な人材を確保育成し、相談対応力の向上を図る。			福祉総合相談課
		(1)子育て世代向け就労支援フェアを実施した。 【再掲 施策番号24】 (2)仕事なんでも相談を実施した。 【再掲 施策番号62】 (3)就職サポートセンター担当職員が、府主催の労働相談関係機関担当者等研修を受講した。 【受講者】1人、【受講回数】6回 【受講形式】オンライン受講	子育て世代向け就労支援フェアでは、相談ブースや年収の壁や税金等のお金の話に関するセミナーを開催し、子育てによるプランクがある市民等に寄り添った支援ができた。 就職サポートセンター担当職員の研修については、労働問題への対応能力を高め、労働関係法規等の基礎的知識をはじめ、実践的な労働相談事例を通して、実務に必要な知識やスキルの向上を図ることができた。	今後も継続して関係課と連携し、イベント等の機会を捉え、女性の仕事に対して抱える悩み等の解決に向けた相談業務を行っていく。	継続	24・62・125	商工労政課	
121	困難を抱えており、かつ孤独・孤立状況にある女性に対して、関係団体と連携して支援を行います。	女性のための相談(電話・面接等)の充実を図った。	相談件数は、昨年と比較して、電話相談が増加し、面接相談は減少したが、総件数は増加している。相談内容に応じて、関係団体との連携支援を行うことができた。	相談できる場所の存在意義を再確認しながら、継続して実施していくとともに、多様な媒体を通じた相談体制を検討していく。	今後も継続して実施する。	83	人権・男女共生課	
122	関係機関と連携の下、生理の貧困等女性特有の困難に対する支援を行います。	生理用品を関係機関に送り、必要とする方へ配布した。 【配布数】110バック	ユースプラザを中心に、生理の貧困等の困難状況を把握した際に緊急用に生理用品を配布できる環境にすることができた。	相談員に制度が知られていない可能性があるため、相談員への周知方法を検討していく必要がある。	継続		人権・男女共生課	

(具体的施策 44)ひとり親家庭への支援							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
123	ひとり親家庭やステップファミリー、同性カップル等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、交流機会や学習機会の充実を図ります。	性的マイノリティの方や周りの方などが集えるコミュニティスペースを月1回開催した。	コミュニティスペースについては各回にテーマ設定を行い、各回のテーマごとのくらしを関係機関に送付するなど周知を図り、利用者数の倍増につなげることができた。	参加者を増やすための工夫が必要である。	継続	117	人権・男女共生課
		ひとり親家庭が定期的に集い、交流や情報交換を行う場を提供することにより、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定を図ることを目的とするひとり親家庭生活支援(情報交換)事業を実施した。 【参加者数】大人69人、子ども22人	ひとり親家庭生活支援(情報交換)事業を実施し、ひとり親家庭の早期自立のための意欲形成及び家庭生活の安定を図った。	広報誌で事業の周知をしているが、新規参加者が少ないため、事業周知の工夫に努める必要がある。	今後も継続して実施する。		子ども政策課

124	生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や補助制度、相談窓口について、広報誌や市ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて周知を図り、就労につながるよう支援をします。	就労に関する相談を実施した。	毎年、一定の相談件数があることから、今後も継続して実施する。	関係機関と、より連携が行えるようなカリキュラムを考える必要がある。	今後も継続して実施する。	111	人権・男女共生課
		生活困窮者自立支援制度について、ホームページ掲載や関係各機関へちらし等を配布し、周知を行った。 (新規相談件数762件)	新規相談件数は昨年度に比べ微減したが、適切に他制度、他機関につなぎ、関係機関等とチームを組み支援を実施できた。	生活困窮者からの相談を早い段階で受け付け、適切な支援につなぐため、更に周知を徹底する必要がある。	引き続き多様な媒体による周知活動を実施する。		福祉総合相談課
		生活保護受給世帯が抱えている課題に対して、健康管理支援・子育て支援・就労支援等の諸施策を周知し、活用を図った。 〔ひとり親家庭就労支援員活用状況〕13件	担当CWが窓口となり、各家庭の課題を整理したうえで、本課で取り組んでいる自立支援事業や他施策を案内し、自立・就労につながる支援を行うことができた。	複雑化・多様化する課題を抱える世帯に対しては、関係機関とも連携し、自立・就労につながる有効な支援を行っていく必要がある。	自立・就労につながるよう継続して支援を実施する。		生活福祉課
		(1)母子家庭の母または父子家庭の父で、市が承認した自立支援教育訓練給付金対象講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給した。 〔支給人数〕2人 (2)母子家庭の母または父子家庭の父で、高等な技能取得のため6月以上養成機関で修業する場合、修業期間の一定期間について、生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給した。 〔支給人数〕高等職業訓練促進給付金:8人 高等職業訓練修了支援給付金:4人 (3)就職や転職を考えているひとり親に対して、相談に応じ、一人ひとりの状況やニーズに応じた自立支援計画を策定し、関係機関と連携しながら、自立・就労に向けてのきめ細やかなサポートを行うとともに、策定目標未達成の方に、定期的な面談等を実施した。 〔母子・父子自立支援プログラム策定件数〕28人	就職や転職を考えているひとり親に対して相談に応じ、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況やニーズに応じた自立支援計画を策定することにより、自立・就労に向けたきめ細やかなサポートを行うことができた。	広報誌・ホームページのほか、こども政策課の施策案内や関係各課作成の冊子等で引き続き周知を図るとともに、窓口や児童扶養手当の現況届受付会場等にて、ひとり親家庭の父または母への就労支援により一層努める。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		(1)ホームページ等を活用し、ハローワークや市の仕事なんでも相談、大阪労働局の「総合労働相談ダイヤル」等や、大阪府の働く前に確認しておくべき情報について紹介した。 (2)就労支援フェアの中で仕事なんでも相談員による就労相談を実施した。 (3)キャリアプランのある女性向けセミナーを実施した。【再掲 施策番号23】	広報媒体やセミナーを通じて、ひとり親家庭の就労支援を行うことができた。 就労支援フェア事業の一環で就労相談を実施することにより、気軽に参加できる環境を提供することができた。	今後も継続して関係機関と連携し、就業支援等に関する補助制度や相談窓口等の情報提供を行っていく。	継続	23	商工労政課

125	ひとり親自立支援員や就職サポートセンター等の相談担当者のスキルアップを図るための研修を実施します。	配偶者暴力相談支援センター職員が実務担当者向けに、暴力防止と早期発見・早期対応、被害者への支援のあり方等について研修を行った。	参加者アンケートの結果が高評価であったことより、参加者に適した研修内容を実施することができ、研修参加者のスキルアップにつなげることができたと考える。		継続		人権・男女共生課
		相談員へ資料提供や研修等の情報提供を行い、相談対応力向上等のスキルアップを図った。	研修に積極的に参加し、制度等の知識を深めることができた。	複雑・複合・多様化した相談に対応するため、知識や経験を深める必要がある。	相談対応力向上のため、積極的に研修等への参加をする。		福祉総合相談課
		ひとり親自立支援員に国・府等が実施する研修を受講する機会を提供した。 〔研修受講回数〕13回	国・府等が実施する研修を受講することにより、他の受講者との情報交換のほか、ひとり親施策に関する最新情報を入手できたことから、ひとり親自立支援員の相談におけるスキルアップにつながった。	案内のある研修会の中には毎年同じ内容のものがあるため、興味のある研修会を見つけスキルアップにつなげる必要がある。	今後も継続して実施する。		こども政策課
		就職サポートセンター担当者が、府主催の労働相談関係機関担当者等研修や、就労支援コーディネーター研修を受講した。 【再掲 施策番号120】〔再掲 連番233〕	就職サポートセンター担当者が研修を通じて、就労支援に必要なスキルや労働関係法規等の相談事例を学び、実務に必要な知識やスキルの向上を図ることができた。	今後も継続して研修会への参加を通じて、就労支援に必要なスキルや労働相談事例を学ぶ機会を増やしていく。	継続	120	商工労政課

126	ひとり親家庭の当事者グループを支援します。	茨木市母子福祉会の売店等における販売活動を引き続き支援した。また、母子福祉会へ「ひとり親家庭の交流・情報交換事業」を委託し、ひとり親家庭同士で交流を図った。 〔交流会開催回数〕6回	茨木市母子福祉会の売店等における販売活動の支援や、「ひとり親家庭の交流・情報交換事業」を委託することで、ひとり親家庭の早期自立や生活の安定に資することができた。	茨木市母子福祉会の次代を担う役員候補探しに苦慮しており、運営の継続に不安がある。また、母子福祉会の運営資金を生み出し、活動の拠点として大きな役割を担っていた売店も、福祉文化会館閉館に伴い令和6年9月末で廃止した。	今後も継続して実施する。		こども政策課
-----	-----------------------	---	--	--	--------------	--	--------

(具体的施策 45)子ども・若者への支援							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
127	子ども・若者自立支援センター「くろす」と関係機関のさらなる連携を促すため、各ケースに合わせた部会やケース会議の充実について検討します。また、「コースプラザ」においては、関係機関等と連携して子ども・若者の生きづらさを解消し、自立に向けた支援を行います。	定期テスト応援カレンダーを作成し、学区の中学生にコースプラザが自習で使える時間でも愛センターで自習が出来ることを伝えて、両方の利用を増やせるよう周知している。 〔カレンダー発行回数〕 5回	試験最終日に、コースプラザにお楽しみ企画を作っていたが、周知することで、利用者増に繋がった。また、定期テスト期間後も、引き続き自習利用に繋がった。		継続		人権・男女共生課
		(1)子ども・若者を早期に支援し、早期困難解消をめざすとともに、支援する側・される側の負担軽減を図るため、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各々の専門性を有する支援機関が必要に応じて連携し包括的に支援した。 〔実績〕 ・代表者会議 1回 ・ケース会議 157回 ・部会 19回 (2)研修・講座等を開催し、支援ノウハウや情報共有の機会を提供した。 〔実績〕 ・子ども・若者支援地域協議会研修(KOWA研) 1回	講習会は、福祉や教育等、様々な機関からの参加があり、参加者アンケートの結果は高評価であった。	茨木市子ども・若者自立支援センターとケース連携している機関が限定的であるため、各ケースに合わせた部会やケース会議の充実を検討する。	今後も継続して実施する。		子ども政策課
		子ども・若者自立支援センターと連携を図る機会がなかった。	就職サポートセンターでは、子ども・若者自立支援センターへの誘導の案件がなく、連携を図る機会がなかった。	今後も関係機関等と連携し、子ども・若者の生きづらさを解消、自立支援を行っていく。	継続		商工労政課
128	ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた取組を検討します。	子ども政策課に配置したヤングケアラーコーディネーターが学校や地域の支援者から相談を受け必要に応じて支援を提供したほか、様々な支援者を対象に事例検討会を開催し、連携の必要性を共有した。また、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが集えるピアサロンやヤングケアラー家庭等への訪問支援事業を実施した。	事例検討会には多くの支援者が参加し、ヤングケアラー支援への関心の高さが伺えた。ヤングケアラーコーディネーターが、市民及び支援者からの一元的な相談先として、適宜必要なサービス(窓口)につなぐとともに、必要に合わせて訪問支援等も行うことができた。	ヤングケアラー家庭等への訪問支援事業では、利用に至る家庭がなく、対象家庭を適切な支援につなげることが課題。	今後も継続して実施する。		子ども政策課

(具体的施策 46)高齢者や障害者等への支援							
	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
129	高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。	家計について安心して暮らせるよう家計や今後の生活に関する相談を実施した。 〔相談〕69件	いのち・愛・ゆめセンターでの総合相談時に加え、FP資格を有する社会保険労務士の専門員を配置し、生活相談の充実を行うことができた。引き続き実施しモニタリングと生活改善に努めるほか、福祉施策との連動性をさらに強めていく。	福祉相談部署との連携を今も図っているところであるが、双方向により充実させていくことが必要。	継続		人権・男女共生課
		住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民や企業・団体の活動とのマッチング等により、高齢者の生活支援にかかるサービスの充実を図るとともに、地域資源又は地域活動をわかりやすくするために視覚化(見える化)を行った。	高齢者の活動の場において、住民と接することで地域の将来展望や課題を直接収集・把握できただけでなく、それらの解決のために支援機関等との協議を通じた関係性の構築やサービス創出(イベント、活動の活性化など)につなげることができた。	必要な情報が入手できる体制を構築するために、地域資源又は地域活動の視覚化(見える化)を進めなければならない。 また、分野や属性を問わず互いにつながり、支え合える地域づくりをどのように進めていくのか、住民や支援機関等とともに協議していく必要がある。	住民や支援機関等と地域課題を共有し、その解決に向けた検討を行う協議体の設置を進め、誰もが安心して暮らせる地域づくりの構築をめざす。 そのためには、福祉分野に限らず、様々な主体がつながることによって、住民の行動変容につながる取組みも継続して実施する。	地域福祉課	
		(1)障害福祉サービスの指定部局と連携の上、集団指導に参加し障害福祉サービス提供事業者に対して事業者等情報検索システムや手続きの電子化について情報提供を行った。 (2)相談支援事業所の初任者を対象にサービス等利用計画の作成のポイントについて説明し、サービス提供面の質の向上を図った。	左記取組を通じて、サービス提供事業者が提供するサービスの質の平準化及び向上を図ることができたことで、障害者自身が受けるサービスの質を向上させることができたと考える。	サービスの質を向上させる一方で、サービス提供事業者に過重な負担にならないよう事務効率化など、持続可能なサービス提供体制づくりが課題である。	今後も障害者が安心して暮らしていくための、各種サービスの充実と質の向上に努めます。	障害福祉課	
		地域住民の身近な相談場所である地域包括支援センターや障害者相談支援センター等で様々な相談に対応し、高齢者や障害者等の支援を実施した。 地域包括支援センターの相談件数 48,197件 障害者相談支援事業の相談件数 33,528件	地区保健福祉センターを中心に障害者相談支援センターや地域包括支援センター、CSW等の相談支援機関や関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の推進を図ることができた。	高齢者や障害者等が安心して暮らせるよう、関係機関等との連携強化に努め、包括的な支援体制の更なる充実を図る必要がある。	今後も継続して実施する。	福祉総合相談課	

		高齢者福祉タクシー料金助成事業の他、各種高齢者福祉サービスについて、市ホームページ、チラシ等で周知をはかった。 【高齢者福祉タクシー料金助成事業】 ・利用者数 2,308名 ・延利用者数 38,092件	タクシー料金助成事業他、高齢者福祉サービスについて適正に執行した。今後も広報誌、ホームページ等を活用し、高齢者福祉サービス事業に関する情報提供を実施する。	利用対象者の適正利用のための方策の振り返り、予約が取りやすいよう事業者登録を推進する。	今後も継続して実施する。		長寿介護課
130	障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を行います。	(1)市ホームページやリーフレット、市内を走る路線バスに虐待防止を啓発する広告のラッピング等により、市民へ周知啓発を図った。 (2)障害者・高齢者の虐待防止を図ることを目的とした「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催し、関係機関との連携強化や支援力の向上を図った。 【連絡会】 〔概要〕各機関の取組状況の報告と意見交換 〔実施日〕令和6年7月4日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕160人 【研修会】 〔概要〕虐待に関する知識習得 〔実施日〕令和7年1月20日 〔対象者〕ネットワークを構成する関係機関 〔参加者〕127人 〔テーマ〕虐待を未然に防ぐためのまちづくり 〔講師〕武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 教授 松端 克文 氏 〔場所〕茨木市役所 南館10階大会議室	ラッピングバスによる周知は、より多くの市民の目に触れる機会があること、周知期間も長いことから、効果的であると考える。また、連絡会と研修会を通して、虐待防止に対する意識向上につながるとともに、虐待への対応方法を考えるだけではなく、虐待を未然に防ぐための方法も研修を通して考えるきっかけになったものと認識している。	「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」は、連携強化のために、引き続き実施する必要があるが、より効果的なものとなるよう、検討する必要がある。	今後も継続して実施するが、実施方法については、より効果的なものとなるよう、研究を行っていく。		福祉総合相談課

(具体的施策 47)在住外国人等への支援

	施策内容	令和6年度事業の取組と実績	令和6年度事業の取組と実績に対する評価	事業の課題	今後の方向性	再掲	担当課
		(1)令和6年度は、転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしいほんごのいばらき生活ガイドブックを更新・配布した。 (2)出入国在留管理庁通訳支援事業の電話及び窓口対応時における電話通訳サービスの利用を継続した。	在住外国人への情報提供を充実させた市ホームページや、やさしいほんご防災リーフレットの作成・配布、いばらき生活ガイドブックを英語・中国語・やさしいほんごで作成することにより、在住外国人への情報提供を行うことができた。また、電話及び窓口対応時の外国語での円滑な意思疎通を行うことができた。	今後についても広く情報の周知を図る必要がある。	継続	132	人権・男女共生課
131	在住外国人等が孤立しないよう、意思疎通のための援助をします。在住外国人等と相互理解を深められるように、市民活動団体等と協働して、交流の場の提供や学習機会の充実を図ります。また、学習ニーズを踏まえた講座内容の工夫や、技能実習生受け入れ拡大に伴う受講希望者の増加への対応についても取組を進めます。	(1)各いのち・愛・ゆめセンターにおいて識字・日本語教室をはじめとする学習の機会の充実を図った。 〔受講者〕延べ1,430人(豊川547人、沢良宜459人、総持寺424人) (2)多文化共生支援事業としてオンライン日本語交流会・対面式の交流サロン・事業周知等を兼ねた交流会を実施した。 【オンライン日本語交流会】 10回開催 延べ87人 【交流サロン】 23回開催 延べ472人 【交流会】 4回開催 延べ897人	令和3年度から開催した多文化共生支援事業では、識字・日本語教室に通室している外国人のほか地域在住の外国人との交流を通じて、日本語を学ぶ機会の提供や異文化理解等、多文化共生に向けた理解を深めることができた。	当該事業の周知促進と参加者拡大を図るとともに、外国人の活躍できる場の創出や庁内外の関係機関・団体との更なる連携強化を図る必要がある。 日常生活の困り事等を気軽に相談でき、様々な外国人向け情報等を集約し、一元的に外国人に対応できる場を創設する必要がある。	多文化共生に関する事業は今後も継続して実施する。 外国人向けの総合相談窓口を市役所内で開設できるよう調整する。		人権・男女共生課
		【目的】日常生活に必要な文字の読み書きを習得し、社会的自立を支援する。 【概要】教育の機会を疎外されてきた人々には識字教室を、在日外国人等を対象に日本語教室を開催 【実施日】毎週1回または2回 【対象者】市民、在勤、在学 【場所】①豊川・沢良宜・総持寺 いのち・愛・ゆめセンター ②生涯学習センターきらめき 【参加者】①延べ1,460人(3センター合計数)(豊川577人、沢良宜459人、総持寺424人) ②延べ432人	識字・日本語教室事業については、特に日本語教室への参加者が増加している状況の中、地域住民の交流など、多文化共生事業と連携しながら実施することができた。 また、日本語教育や多文化共生について理解を深め、地域における人権意識の醸成を図るため指導者研修を実施し、新規指導者の参加や活動等へ積極的に参加する人材の発掘につなげることができた。	特に日本語教室への参加者が増加している状況が続いており、受講希望者の増加に対応していく必要がある。 学習指導者を確保し、学習の待機が出ないよう調整する必要がある。 学習機会の継続が図れるよう、生活面での課題についても、寄り添い支援する必要がある。	引き続き継続し、事業を実施する。		社会教育振興課
		帰国・渡日の児童生徒及びその保護者に対して通訳の派遣を実施した。	帰国・渡日の児童生徒及びその保護者に対して通訳の派遣を実施し、学習機会の充実を図ることができた。	少数言語の通訳者がなかなか見つからない場合がある。	少数言語通訳者の確保に努める。		学校教育推進課

132	在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。また、災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。	水害・土砂災害ハザードマップの改訂時に英語版、中国語版のデータ修正を行い、ホームページに電子書籍データとして公開した。また、多言語対応の大阪防災アプリを様々な機会で紹介し、普及を図った。	防災啓発冊子や防災アプリを最新の情報に更新し、市ホームページで情報提供を行うことで、外国人の防災情報の取得機会の向上につなげている。	平時においては、既存の外国語版の啓発冊子データ等を活用して、更なる周知活動に取り組む必要がある。また、災害時においては、緊急情報はできる限り多言語や、簡単な日本語での情報発信に努める必要がある。	引き続き、外国人にとって分かりやすい情報発信に努める。		危機管理課
		(1)市ホームページにおいて英語・中国語・韓国語の3か国の外国語自動翻訳を導入している。またGoogle翻訳を活用し、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語の7か国の外国語でホームページを閲覧できる環境を整備している。 (2)広報誌について、日本語を含む10言語の自動翻訳機能がある電子ブックサービス「カタログポケット」を導入した。	市政情報を広く発信する媒体について、多言語で情報提供できる環境を整えた。		継続		まち魅力発信課
		(1)令和6年度は、転入してきた日本語に不慣れな外国人の利便性向上のために、英語・中国語・やさしいほんごのいばらき生活ガイドブックを更新・配布した。 (2)出入国在留管理庁通訳支援事業の電話及び窓口対応時における電話通訳サービスの利用を継続した。	在住外国人への情報提供を充実させた市ホームページや、やさしいほんご防災リーフレットの作成・配布、いばらき生活ガイドブックを英語・中国語・やさしいほんごで作成することにより、在住外国人への情報提供を行うことができた。また、電話及び窓口対応時の外国語での円滑な意思疎通を行うことができた。	今後についても広く情報の周知を図る必要がある。	継続	131	人権・男女共生課
		多文化共生支援事業の対面式の交流サロンにて、在住外国人のためにやさしい日本語で学べる防災教室を実施した。 【実施】 2回開催 延べ79人 [子どもを守るための防災講座] (参加者)1回開催 13人	参加者には、防災用語をやさしい日本語に置き換えて学んでいただき、ハザードマップの見方、防災クイズ等に取り組み、防災リテラシーを高めていただき、大変好評講評だった。 防災講座は、防災紙芝居、防災を学ぼう、非常食(試食含む)、親子防災クイズ、防災グッズについて、学んでいただき、外国人親子と来訪者とのコミュニケーション、地域でのかかわりなどが深まったと好評だった。	当該事業の周知促進と参加者拡大を図るとともに、外国人の活躍できる場の創出や庁内外の関係機関・団体との更なる連携強化を図る必要がある。 日常生活の困り事等を気軽に相談でき、様々な外国人向け情報等を集約し、一元的に外国人に対応できる場を創設する必要がある。	今後も継続して実施する。 外国人向けの総合相談窓口を市役所内で開設できるよう調整する。		人権・男女共生課
133	在住外国人等が利用しやすいように多言語に対応している相談機関との連携を図ります。	在住外国人に多言語で相談に対応できるよう、通訳対応の予算措置をしている。 【実施】 38件	他機関からの相談も徐々に増えてきており、通訳が必要なケースにおいても対応することが出来た。通訳利用の実績も増えている。	今後は、外国人総合相談窓口の積極的に周知に伴い、これまで以上に多言語での通訳対応ができるように、更なる連携等が必要である。	今後、継続して実施する。		人権・男女共生課